

別表第四十三の一号（第 146 条第 1 項関係）

一般放送（小規模施設特定有線一般放送を除く。）の業務の廃止届出書

令和 3 年 4 月 1 日

総務大臣 殿

郵便番号 100-8926
住所 東京都千代田区霞が関 2-1-2
(ふりがな)
氏名 いきほうけーぶるかぶしきがいしゃ
域放ケーブル株式会社
だいひょうとりしまりやくしやちよう かすみ いちろう
代表取締役社長 霞 一郎
電話番号 03-5253-6111

一般放送（小規模施設特定有線一般放送を除く。）の業務を次のとおり廃止したので、放送法第 135 条第 1 項の規定により届け出ます。

理由	通信事業を中心とした事業再編成を行うため
一般放送の業務を廃止した法人が行っていた一般放送の業務に係る登録年月日及び登録番号（届出一般放送事業者にあつては、一般放送の業務の開始届出年月日）	登録年月日：平成 23 年 8 月 31 日 登録番号：第 Z Z 0 9 9 9 号
業務区域	東京都千代田区霞が関 1 丁目～3 丁目、港区、中央区
廃止年月日	令和 3 年 3 月 3 1 日